

美浜町告示第69号

美浜町家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒、ガラスの飛散等による被害を防止し、又は軽減するとともに、その後の円滑な避難行動につなげることを目的に、転倒防止器具を購入し、又はその設置に係る工事を委託する者に対し、予算の範囲内において美浜町家具転倒防止器具等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則（昭和55年美浜町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、食器棚、本棚等の家具、冷蔵庫、テレビ等の電化製品等の地震発生時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるもの及び食器、図書等の棚に置かれている物で地震発生時に転倒し、散乱することにより円滑な避難行動に支障を来すものをいう。
- (2) 転倒防止器具 家具等の転倒又は転落及び落下を防止するために有効な金具、突っ張り棒、ベルト等の器具並びにガラス飛散防止フィルムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 町内にある自らが居住する住宅内に転倒防止器具を設置すること。
- (3) 本人が属する世帯の世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 世帯員全員に町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、転倒防止器具の購入費及び取付費（取付けを事業者に委託した場合に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、5,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、美浜町家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申

請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の原本又はその写し(購入及び工事の内訳が分かるもの)
- (2) 購入商品の写真(購入した商品全ての写真)
- (3) 転倒防止器具の取付け前後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、転倒防止器具を購入した日若しくは設置に係る工事等が完了した日から起算して60日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日とする。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付を決定し、美浜町家具転倒防止器具等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないとして認めたときは、不交付の決定をし、美浜町家具転倒防止器具等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条第1項の規定による通知をした日から30日以内に、当該申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡又は貸与等の禁止)

第10条 補助事業者は、当該補助に係る転倒防止器具を譲渡し、又は貸与し、若しくは販売してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。